

座席前面に取付けてある。

4 非常電源表示灯 非常電源装置を有する電車に有しているもので、非常用と常用との2種があり、レンズの色は非常用および常用とも白色である。これは運転室側出入口寄の吹寄せ柱に取付けてある。非常用電源装置が動作している場合には非常用が点灯し、この場合常用電源が回復したときは常用も点灯する。非常電源装置を開放した場合には両方とも消灯する。

5 逆転機表示灯 前進および後進の2種が運転士座席前面に取付けてある。全車の逆転機が前進または後進に転換したならば、各車の逆転機連動を通じて表示灯回路が閉成して、先頭車には所定の表示灯が点灯する。

6 変速機表示灯 中立、変速、直結の3種が運転士座席前面に取付けてある。全車の液体変速機が中立・変速または直結に転換したならば、各車の変速機連動を通じて表示灯回路が閉成して、先頭車には所定の表示灯が点灯する。

7 油圧表示灯 内燃機関潤滑油圧力状態を表示するもので、運転士座席前面に取付けてある。全車の内燃機関潤滑油圧力が規定値以上にある場合は、表示灯回路が閉成して先頭車の表示灯が点灯する。

8 充電表示灯 充電発電機から蓄電池に充電している状態を表示するもので、充電継電器の取付いている付近の車体床下に取付けてある。充電発電機の回転数が低下し、したがって発電電圧が蓄電池電圧より低下した場合、充電回路を開放し、これと同時に表示灯が点灯する。また充電発電機が充電している場合は表示灯が消灯するようになっている。(沢野周一)

ひょうじとうへんあつき 表示灯変圧器 (英) pilot lamp transformer 表示灯を点灯するために用いられる小型変圧器でA・Bの2種類に分れている。A型表示灯変圧器は、多数の表示灯の電源を共用する場合に用いられ、1次電圧110V、2次電圧4V、出力40VAのものである。B型表示灯変圧器は、単独の表示灯の電源変圧器として用いられ、1次電圧105V、2次電圧3V、出力3VAのものである。A型は照明軌道盤等へ使用され、B型は各種電気でここに用いられる。なおこれらによって点灯する表示灯は、6V8Wの信号表示灯電球である。(尾松広一)

ひょうじへんあつき 表示変圧器 (英) indication transformer 交流表示継電器の制御回路の電源として使用される小型変圧器であるが、単にその目的だけでなく、異電源による継電器の誤動作を防止し、制御線短絡の場合他に影響をおよぼさないようにするため、特殊に設計されたものである。交流表示継電器は、電気転轍(てんてつ)機の定位、反位を表示するために使用されるもので、この変圧器もその目的に適するように設計されたものであるが、これに類したほかの用途にも組として使用される。表示変圧器の定格は、1次および2次電圧110V、2次電流0.06A、2次巻線抵抗1,800Ωである。(尾松広一)

ひょうじゅんうんてんキロ 標準運転キロ 車両を長期間使用すると、各部に摩耗、変形、し緩、腐し、漏れ等の不良部が発生する。その場合検査修繕を行って健康状態に復元する必要があるが、車両の形式・車齢・使用状況等により損傷程度も異なるので、その疲労程度の水準をある程度合致させて、もっとも経済で効果的な検査修繕を行うため、その時期に応じた運転キロを設定しなければならない。しかしこの運転キロをびったり合致させるということは非常に困難なので、標準を定める必要があり、これにより検査修繕を円滑にしている。すなわち検査修繕の程度により定めた運転キロの標準を標準運転キロという。いいかえれば、とくに動力車では車両の検査修繕(略して検修ともいう)その他の作業で、ある期間において繰り返

し施行する場合、前回施行より今回施行までの期間中におけるその車両の運転キロの標準を標準運転キロといい、標準回帰キロとも呼ぶ。

検査修繕規程や検査規程に定められた標準運転キロはつぎのようである。

(蒸気機関車) (1) 仕業検査 600km (2) 交番検査 5,500km (3) 無火検査 11,000km

(4) 丙修繕

主要形式	C51	C54	C55	C57	} 50,000km
	C59	C60	C61	C62	
	C58	D50	D51	D52	} 40,000km
	D60	D62	C10	C11	
	C50	8620			} 36,000km
	E10	9600	C12	C56	

その他形式(入換専用機関車を含む) 30,000km

(5) 乙修繕

主要形式	C51	C54	C55	C57	} 100,000km
	C59	C60	C61	C62	
	C58	D50	D51	D52	} 80,000km
	D60	D62	C10	C11	
	C50	8620			} 72,000km
	E10	9600	C12	C56	

その他形式(入換専用機関車を含む) 60,000km

(6) 甲修繕

主要形式	C51	C54	C55	C57	} 300,000km
	C59	C60	C61	C62	
	C58	D50	D51	D52	} 240,000km
	D60	D62	C10	C11	
	C50	8620			} 220,000km
	E10	9600	C12	C56	

その他形式(入換専用機関車を含む) 160,000km

仕業、交番および無火検査の標準運転キロは鉄道管理局長において2割以内増加することができ、また丙、乙および甲修繕の標準運転キロは、鉄道管理局長において2割以内増減することができる。

(電気機関車)

(1) 交番検査 7,000km (アプト式電気機関車に限り1,500km)

(2) 丙修繕 EF 52 53 55 56 57 58 } 60,000km
EH 10

EF 10 11 12 13 14 15 } 50,000km
16 18 ED 16

EF 50 51 } 30,000km
ED 10 11 13 14 15 17

18 19 20 21 22 23 } 15,000km
24 27 35

ED 40 41 42 } 20,000km
その他形式

(3) 甲修繕 EF 52 53 55 56 57 58 } 300,000km
EH 10

EF 10 11 12 13 14 15 } 250,000km
16 18 ED 16

EF 50 51 } 150,000km
ED 10 11 13 14 15 17

18 19 20 21 22 23 }
24 27 35